

後期高齢者医療制度のお知らせ

医療費通知について

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さまの負担軽減を図ることを目的としています。

医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- 健康教室など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H30年7月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H30年8月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合 計				28,000	2,800

医療費控除の申告について

- このお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。
- 医療費控除の申告に関することは税務署にお問い合わせください。

注意事項

- このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。
- 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。

発送月・対象診療月

発送月	診療月
平成30年9月	平成30年1月～6月
平成31年3月	平成30年7月～12月

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

自己負担限度額表 (1年分の自己負担額の計算期間:8月1日～翌年7月31日)

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円
		課税所得 380万円以上	141万円
		課税所得 145万円以上	67万円
1割	一般	—	56万円
		区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみ)、または老齢福祉年金を受給している方

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

スマホとインターネットで確定申告！

いつでもどこでも スマホで申告！

平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、給与所得(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方はスマホ専用画面をご利用できます。

さらに、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードだけで、e-Tax(電子申告)で申告できます。

IDとパスワードの発行を希望される方は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、所轄の税務署へお越しください。

インターネットで 確定申告ができます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税並びに贈与税の確定申告書等を作成することができ、作成した申告書等は、e-Tax(電子申告)で送信または印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

また「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

後期高齢者医療制度

保険料の年金天引きについて

平成30年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納入されていましたが、平成31年度中に年金からの天引きに自動的に変更になります。

※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

年金からの天引きに変更になる時期の目安

6月1日～10月2日に75歳になった方
 10月3日～12月2日に75歳になった方
 12月3日～2月2日に75歳になった方
 2月3日～5月31日に75歳になった方

75歳になってはじめての
 4月の年金からの天引きに変更
 6月の年金からの天引きに変更
 8月の年金からの天引きに変更
 10月の年金からの天引きに変更

年金からの天引きの対象となる方

- ・年金受給額が年額18万円以上の方(豊頃町介護保険料が年金から引かれている方)
- ・介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額(老齢基礎)の2分の1を超えない方

口座振替を希望する場合

- 保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は変更申請手続きが必要です。
- 手続きは随時受け付けできますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに2～4か月かかる場合がありますので、希望される方は早めに手続きをしてください。
(例:4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要)

【手続きに必要なもの:預貯金通帳、通帳の届出印】

問合せ先

役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214